

奈良県金属くず営業条例施行規則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 1 月 2 9 日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第 1 0 号

奈良県金属くず営業条例施行規則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和 3 2 年 4 月奈良県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 条例第 4 条第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者)

第 3 条の 2 条例第 4 条第 5 号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第 5 条第 1 項中「申請書に許可証又は届出済証」の次に「及び第 3 条に規定する書類のうち当該変更に係るもの」を加え、同条第 2 項を削る。

第 8 条中「登記事項証明書」を「第 3 条第 2 号ア及びイに規定する書類」に改める。

第 2 号様式中「署長印」を「印」に改める。

第 8 号様式中「アルミニウム」を「アルミニウム」に、「真ちゅう管」を「真鍮管」に、「破きする」を「破棄する」に改める。

第 1 2 号様式中「署長印」を「印」に改める。

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第 2 条 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 1 7 年 7 月奈良県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「同項第 3 号ハ及びニ」を「同項第 3 号ロ及びハ」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 2 項第 3 号ハ及びニ」を「第 2 条第 2 項第 3 号ロ及びハ」に改める。

別記様式第 1 号中 「☐ 戸籍謄本又は抄本
☐ 登記事項証明書 」を 「☐ 住民票の写し
☐ 診断書 」に改める。

別記様式第 3 号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第 4 号及び別記様式第 11 号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第 16 号中「戸籍謄本又は抄本」を「住民票の写し」に、「ちょう付」を「貼付」に改める。

別記様式第 17 号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面については、改正後の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面とみなす。